

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
- 平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
- 令和2年度 「学校教育に関する財務事務の執行について」
- 令和3年度 「委託契約に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和4年8月10日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

- ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。
- イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。
- ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校教育課

監査の実施年度 (令和 2 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(140 頁)</p> <p>教育機関の施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(80 時間超の超過勤務教職員の対応 (泉中学校))</p> <p>長時間労働は心身ともに教職員の負担になることから、部活動指導員の導入や業務の見直しなどを行い、早急に長時間労働を是正すべきと考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>教職員の業務改善や教職員間の業務の見直しが不十分であったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「いわき市小中学校業務改善方針」及び「いわき市立小中学校部活動運営方針」を各学校に通知するとともに、業務改善への取組みを指導しているところです。</p> <p>また、令和 3 年 4 月 1 日より、いわき市公立学校管理規則の一部改正を行い、教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行うよう通知しています。</p> <p>さらには、多忙化解消に向けて、令和元年度から配置している部活動指導員を、予算の範囲内で、希望する学校に配置するとともに、令和 4 年度には、すべての市立小中学校に統合型校務支援システムを導入しております。</p> <p>今後、円滑に支援システムが運用できるよう研修会等を実施していく予定です。</p> <p>なお、令和 4 年度においては、県の教職員多忙化解消アクションプランの改訂を受け、更なる業務改善を行うこととしております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校教育課

監査の実施年度 (令和 2 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(149 頁)</p> <p>教育機関の施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(80 時間超の超過勤務教職員の対応 (四倉中学校))</p> <p>長時間労働は心身ともに教職員の負担になることから、部活動指導員の導入や業務の見直しなどを行い、早急に長時間労働を是正すべきと考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>教職員の業務改善や教職員間の業務の見直しが不十分であったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「いわき市小中学校業務改善方針」及び「いわき市立小中学校部活動運営方針」を各学校に通知するとともに、業務改善への取組みを指導しているところです。</p> <p>また、令和 3 年 4 月 1 日より、いわき市公立学校管理規則の一部改正を行い、教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行うよう通知しています。</p> <p>さらには、多忙化解消に向けて、令和元年度から配置している部活動指導員を、予算の範囲内で、希望する学校に配置するとともに、令和 4 年度には、すべての市立小中学校に統合型校務支援システムを導入しております。</p> <p>今後、円滑に支援システムが運用できるよう研修会等を実施していく予定です。</p> <p>なお、令和 4 年度においては、県の教職員多忙化解消アクションプランの改訂を受け、更なる業務改善を行うこととしております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 2 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(102 頁)</p> <p>いわき市教育委員会学校教育推進室における事務の執行状況について (不納欠損処理について (学校給食納付金 (歳入諸収入)))</p> <p>債務者が時効の援用をしない限り、債権は消滅しないが、10 年超経過した債権が 33 百万円と給食費に係る収入未済額の半分以上を占めている。回収事務は年 1 回の催告書の送付のみであり、直接的な回収コスト (催告書の発送費用) は令和元年度で 5 万円程度とのことであるが、今後、債権放棄の基準を設けることについて検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>学校給食納付金は、私債権となるため、債務者から時効の援用をしない限り、債権が残りますが、平成 16 年度に事務取扱要領を制定し、滞納対策の取組みを強化するため、特別な事情 (①権利が消滅している者 ②保護者の居住が不明なもの ③保護者に支払の資力がないと認められるもの) が無い限り欠損処分をしないこととしております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 3 年度には、令和 3 年 4 月に施行された「いわき市債権管理条例」に基づき消滅時効の期間が満了し、かつ徴収の見込みがないものについて債権放棄を実施いたしました。</p> <p>今後も、債権の適切な徴収管理に努めながら、徴収の見込みがないものについては、債権管理条例に基づき債権放棄を適切に実施してまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和2年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(95 頁)</p> <p>いわき市教育委員会学校教育推進室における事務の執行状況について (事業継続計画の策定について(放射性物質検査事業費))</p> <p>正確な検査結果を測定・把握することは重要であるが、現行の委託先以外でも検査の実施が可能であるかどうかを検討し、災害等が発生した場合に、検査を継続して実施する計画策定を検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>令和元年東日本台風の影響で、委託先に設置の検査機器が損傷し、検査業務が休止したことによるものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>現委託先においては、既に災害発生時への対応がなされていること、また、検体の回収から検査結果の報告までを検査当日の就業時間内に行っており、各学校給食施設分の検体数の当日処理が可能です。更には、ゲルマニウム半導体検出器で再検査を行う事象が発生した場合に、当日中に検査結果までを出すことは、現行の委託先以外では困難であることから、現在の体制を継続いたします。</p> <p>なお、緊急時の連絡体制等のマニュアルを策定し、委託先を含めた関係機関内で統一した対応及び情報共有を図るよう改めたところです。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和2年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(100 頁)</p> <p>いわき市教育委員会学校教育推進室における事務の執行状況について (給食費の徴収・管理業務のあり方について (学校給食納付金(歳入 諸収入)))</p> <p>いわき市においては、既に公会計として市の歳入とされているものの、給食費の徴収・管理は各学校で行っている。現在、教員以外の事務職員が徴収・管理を行っている学校もあるとのことであるが、教員の勤務実態や各学校の給食費の徴収・管理業務の実態を調査した上で、いわき市としての方針を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>公会計実施当初より、給食費の徴収・管理は学校で行うこととされており、その事務の担当者や徴収方法については、各学校の判断に委ねられています。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>これまで、給食費の徴収体制について、検討を重ねておりますが、教育委員会が一元的に給食費の徴収を実施することにより、教職員の負担軽減への効果や、また、一元的な徴収となった場合の徴収率低下への対応等といった課題を慎重に判断する必要があることから、当面は現行の事務処理を継続することとし、引き続き学校や他市の状況を調査しながら、給食費の徴収・管理について検討をしてまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和2年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(124 頁)</p> <p>教育機関の施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(学校給食費の現金徴収 (四倉小学校))</p> <p>現金の取り扱いには紛失のリスクもあるため、「学校給食納付金」の項目でも意見として記載してある通り、学校給食費の徴収・管理業務のあり方について、いわき市としての方針を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>各学校での徴収方法は、学校判断に委ねており、四倉小学校での給食費の主な徴収方法が、現金徴収で行っております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>これまで、給食費の徴収体制について、検討を重ねておりますが、教育委員会が一元的に給食費の徴収を実施することにより、教職員の負担軽減への効果や、また、一元的な徴収となった場合の徴収率低下への対応等といった課題を慎重に判断する必要があることから、当面は現行の事務処理を継続することとし、引き続き学校や他市の状況を調査しながら、給食費の徴収・管理について検討をしております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 2 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(143 頁)</p> <p>教育機関の施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(学校給食費の口座振替、現金徴収 (泉中学校))</p> <p>口座引落のチェックや引落不能の場合の現金徴収、返金のための現金準備や個別の袋詰め作業があるため、担任教員の負担は軽減できているが事務職員の負担が軽減できていない。</p> <p>そのため、「学校給食納付金」の項目でも意見として記載してある通り、学校給食費の徴収・管理業務のあり方について、いわき市としての方針を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>従来から、給食費の徴収・管理は各学校で行っております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>これまで、給食費の徴収体制について、検討を重ねておりますが、教育委員会が一元的に給食費の徴収を実施することにより、教職員の負担軽減への効果や、また、一元的な徴収となった場合の徴収率低下への対応等といった課題を慎重に判断する必要があることから、当面は現行の事務処理を継続することとし、引き続き学校や他市の状況を調査しながら、給食費の徴収・管理について検討をまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和2年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(152 頁)</p> <p>教育機関の施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(学校給食費の口座振替、現金徴収(四倉中学校))</p> <p>口座引落のチェックや引落不能の場合の現金徴収、返金の口座振替処理などがあり、担任教員の負担は軽減できているが事務職員の負担が軽減できていない。</p> <p>そのため、「学校給食納付金」の項目でも意見として記載してある通り、学校給食費の徴収・管理業務のあり方について、いわき市としての方針を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>従来から、給食費の徴収・管理は各学校で行っております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>これまで、給食費の徴収体制について、検討を重ねておりますが、教育委員会が一元的に給食費の徴収を実施することにより、教職員の負担軽減への効果や、また、一元的な徴収となった場合の徴収率低下への対応等といった課題を慎重に判断する必要があることから、当面は現行の事務処理を継続することとし、引き続き学校や他市の状況を調査しながら、給食費の徴収・管理について検討をしてまいります。</p>